

沿岸広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年9月10日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
宮古市赤前第12地割82番4地先から第11地割5番2地先 まで	新	B 25.6～9.6 m	m 377.9	
	旧	A	18.1～9.5	382.0
		B	24.3～9.6	377.9
		C	18.1～7.5	395.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和元年9月10日から同年10月10日まで